

活動をより充実させませんか

専門家による 団体サポート事業

団体の費用
負担無し
(協議会が負担)

団体運営、情報化等の問題に
アドバイスする専門家を派遣します！

法務局への登記
はどうするの？

財政計画を
立てたい

SNSを活用した
情報発信をしたい

応募締切

令和元年 12月20日(金)まで



環境ふくい推進協議会

この事業は、法人もしくは団体（以下、団体等）が抱える種々の問題（団体経営、情報化等）に対して専門家を協議会を通じて派遣し、適切な診断・助言により、問題の解決・団体等の成長・発展を図ることを目的としています。

派遣する専門家について

| | 分野 | 相談内容 |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 司法書士 | 法務局への登記手続きに関すること |
| 2 | 行政書士 | 行政機関への手続きに関すること |
| 3 | 中小企業診断士 | 安定した団体運営（財政面）に関すること |
| 4 | マネジメント | 安定した団体運営（上記以外）に関すること |
| 5 | ICT | 情報発信に関すること |
| 6 | その他 | 協議会が適切であると認める内容 |

応募資格について

- ・協議会の会員であること（団体会員は会費等の負担無し。随時入会可能）
- ・環境の向上を主もしくは副次的に実現することを目指す団体であること
- ・専門家の派遣を受け、実施する活動を行うための組織体制が整っていること

申請・選考について

- ・協議会あてに「専門家派遣申請書」を提出してください。（申請書は、協議会のホームページからダウンロードできます。<http://www.kankyuu-fukui.jp/>）
- ・協議会において、活動の質や幅の向上を目指す意欲があるか、支援の効果があるか等を考慮して専門家を派遣する団体等を選考し、結果は書面にて通知します。

専門家の派遣について

- ・派遣が決定した場合、協議会が活動場所等を考慮して提案する専門家について申請団体と協議の上、決定します。
- ・専門家の派遣を受けた団体等は、活動が完了後「専門家派遣実施報告書」を協議会に提出してください。
- ・上記報告書の提出後、協議会から専門家に謝金を支払います。
- ・協議会が負担する経費は専門家の助言であり、手続き等の代行は含まれません。

お問い合わせ先

環境ふくい推進協議会事務局（福井県安全環境部環境政策課内）

住所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 メールアドレス kankyuu@pref.fukui.lg.jp

電話 0776-20-0301 F A X 0776-20-0734